

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 現場代理人</p> <p>二 主任技術者</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(森林部門に限る。)</p> <p>(2) 森林法に基づく林業普及指導員又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者</p> <p>(3) <u>農林水産大臣から林業作業士(フォレストワーカー)、現場管理責任者(フォレストリーダー)又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)の登録を受けた者</u></p> <p>(4) <u>一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者</u></p> <p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者</p> <p>(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金<u>の額</u>の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の<u>措置</u>及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>第10条3項から第50条 省略</p>	<p>第1条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 現場代理人</p> <p>二 主任技術者</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(森林部門に限る。)</p> <p>(2) 森林法に基づく林業普及指導員又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者</p> <p>(3) <u>都道府県知事又は法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者</u></p> <p>(4) <u>社団法人日本森林技術協会の定める林業技士(林業経営部門に限る。)の登録を受けている者</u></p> <p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者</p> <p>(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金<u>額</u>の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の<u>決定</u>及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>第10条2項から第50条 省略</p>